

○厚生労働大臣が定める感

染症又は食中毒の発生が
疑われる際の対処等に関する手順

〔平成十八年三月三十日
厚生労働省告示第二百六十八号〕

（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十四条

（昭和四十二年厚生省令第三十九号）第二十七条第二項第四号、介護

老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営

に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医

療施設、特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「養護老人ホー

ム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒

の発生を疑つたときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告

する体制を整えること。

二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒

の発生を疑つたときは、従業者に対する必要な指示を行なわなければならぬこと。

三 養護老人ホーム等においては、感染症又は

食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によつては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。

四 養護老人ホーム等の医師及び看護職員は、

当該養護老人ホーム等内において感染症若し

くは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が

生じたときは、速やかな対応を行わなければ

ならないこと。

五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看

の発生が疑われる際の対処等に関する手順

一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「養護老人ホー

ム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒

の発生を疑つたときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告

する体制を整えること。

二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒

の発生を疑つたときは、従業者に対する必要な指示を行なわなければならぬこと。

三 養護老人ホーム等においては、感染症又は

食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によつては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。

四 養護老人ホーム等の医師及び看護職員は、

当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が

生じたときは、速やかな対応を行わなければ

ならないこと。

護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他適切な措置を講じなければならないこと。

六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。

七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。

八 イ同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合口同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

の半数以上発生した場合